

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する業務管理規定

[目的]

この規程は夜間における看護業務の負担軽減に資することを目的とする。
また、その責任者は看護部長とする。

[内容]

(1) 11 時間以上の勤務間隔の確保

当該病棟において、夜勤を含む交代勤務に従事する看護要員の勤務終了時刻と直後の勤務の開始時間が 11 時間以上である。

(2) 夜勤の連続回数が 2 回まで。

当該病棟において、夜勤を含む交替制勤務に従事する看護要員の連続して行う夜勤回数が 2 回以下である。

(3) みなし看護補助者を除いた看護補助者比率が 5 割以上。

当該病棟において、みなし看護補助者比率 5 割以上である。

(4) 看護補助業務のうち 5 割以上が療養上の世話。

当該加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者の業務のうち 5 割以上が療養生活上の世話である。

以上 (1) ～ (4) を充足している勤務予定表を作成すること。

[実施]

(1) 業務量の調整

(2) 看護職員と他職員との業務分担

(3) 看護補助者の配置と補助者が行う業務を明確にする

(4) 非常勤看護職員の活用

(5) 妊娠・子育て中、介護中などの看護職員に対する配慮

(6) 夜勤負担の軽減（夜勤従事者の増員）

(1)～(6) について、委員会などで検討を行い取り組みの評価を実施する。